

令和4年6月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和4年6月27日（月）午後2時30分

場所：本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和4年6月27日（月）、本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	井 上 哲 夫	1 4 番	漆 原 豊 彦
2 番	三 上 健 一	1 5 番	落 合 喜 治
3 番	井 出 茂 康	1 7 番	吉 川 誠
4 番	齋 藤 義 治	1 8 番	櫻 井 一 雄
5 番	小 林 正 幸	1 9 番	宮 治 時 男
6 番	飯 田 芳 一	2 0 番	佐 川 俊 夫
7 番	上 田 洋 子	2 1 番	佐 藤 智 哉
8 番	加 藤 義 一	2 2 番	澤 野 孝 行
9 番	田 代 恵 美 子	2 3 番	平 川 勝 昌
1 0 番	吉 原 豊	2 5 番	福 岡 則 夫
1 1 番	山 口 貞 雄		
1 2 番	加 藤 登		
1 3 番	西 山 弘 行		

欠席委員は、次のとおり

1 6 番	北 村 利 夫	2 4 番	神 崎 享 子
-------	---------	-------	---------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	村 山 勝 彦	主幹	草 柳 真 治	上級主査	永 田 誠
主任	森 大 晃				

委員会の日程は、次のとおり

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 19号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 2 | 議案第 20号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 21号 | 非農地証明願について |
| 日程第 4 | 議案第 22号 | 特定農地貸付け承認取消しについて |
| 日程第 5 | 議案第 23号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について |
| 日程第 6 | 議案第 24号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
について |
| 日程第 7 | 議案第 25号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し
出について |
| 日程第 8 | 議案第 26号 | 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基
づく農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 報告第 8号 | 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて |
| 日程第 10 | 議案第 27号 | 令和5年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る
意見書について |

開会 午後2時30分

事務局（村山勝彦事務局長） 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況を申し上げます。農業委員と推進委員の総数25名、出席者数23名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今、梅雨ですが、今年は異常気象の関係かどうかわかりませんが、今日は「梅雨明け」の宣言がされたということも聞いております。話によりますと、6月に梅雨が明けたのが、気象庁の記録上では2回目だということでございますけれども、これから暑くなるということは、農作物にとっても大変な影響が出てくるのではないかなということも心配もしております。

また、皆さん方におかれましても、熱中症とかいろいろございますので、その辺も十分に注意していただきたいと思っております。

そのほかには、今、参議院選挙が公示されました。参議院ですから6年間という任期がございます。6年間の日本を任せる議員でございますから、皆さん方もぜひ慎重に選んで決めていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

また、先日は、施策の検討委員会ということで、皆様方の中からの代表でいろいろ話し合ってくださいました。これは、毎年、市長に意見書を提出しております。農業委員会としての意見書を提出して、その中で藤沢市の農業、都市農業をもっともっと盛んにしていただきたい、また行政にも協力をしていただきたいということで、毎年行っている意見書の提出でございます。

それを、今日は、後ほど総会の中で皆様方から承諾をいただいたものを、来月初めに鈴木市長に提出をしたいと思っておりますので、そのときには、よろしく願いを申し上げます。

それでは、ただいまから6月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

事務局（村山勝彦事務局長） 会長、ありがとうございました。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（草柳真治主幹） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、22番の澤野孝行委員と23番の平川勝昌委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 主任） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、議案説明をいたします。

地区、六会・長後。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、5人。所有面積、237a。耕作面積、248a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、長後、2筆。地目、いずれも田現況畑。地積、2筆合計626㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

議案説明をいたします。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、35 a。耕作者、同左人。当該農地、地番、獺郷、1筆。地目、畑。地積、348 m²。内容、使用貸借権設定。転用目的、自己住宅。農用地区域除外日、令和4年4月27日。農地種別、第1種農地。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、35 a。耕作者、同左人。当該農地、遠藤、5筆。地目、いずれも畑。地積、5筆合計361.96 m²。内容、一時転用。貸借権設定。転用目的、仮設工事ヤード。工事期間、令和4年8月1日から令和5年2月3日まで。農地種別、農用地区域内農地。

地区、六会・長後。番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、97 a。耕作者、同左人。当該農地、地番、長後、1筆。地目、畑。地積、272 m²のうち157.58 m²。内容、使用貸借権設定。転用目的、自己住宅。農用地区域除外日、当初より。農地種別、第3種農地。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

8番、加藤義一委員。

8番（加藤義一委員） 資料は3ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、市道大庭・獺郷線にある「獺郷公民館前」交差点から東に約100 mの土地になります。

農地の区分は、一団の農地が10ヘクタールを超えているため、「第1種農地」と判断いたしました。

第1種農地は、原則転用は不可ですが、集落に接続して建てられる住宅については、例外的に許可できるものとなります。

譲受人は、現在打戻の賃貸住宅に居住しておりますが、家族が3人で、現在

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 2 2 号について承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 2 2 号について承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 5、議案第 2 3 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） 「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号 1。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、遠藤、1 4 筆。地目、記載のとおり。地積、1 4 筆合計 1 万 1 3 4. 0 6 m²。区域区分、調整区域。相続開始年月日、令和 3 年 9 月 2 2 日。経営面積、1 万 1, 2 3 1 m²。現地確認日、令和 4 年 6 月 1 6 日。

続きまして、地区、六会・長後。番号 2。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、亀井野、3 筆、西俣野、9 筆。地目、記載のとおり。地積、1 2 筆合計 8, 0 9 5 m²、区域区分、農振農用地。相続開始年月日、令和 3 年 1 2 月 2 3 日。経営面積、1 万 5, 8 8 5 m²。現地確認日、令和 4 年 6 月 1 6 日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

18番、櫻井委員。

18番（櫻井一雄委員） 本件につきましては、令和4年6月16日に相続人と事務局職員及び私、櫻井で現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、ネギやサトイモ等の栽培中及びナシ、カキ等の果樹の栽培が行われており、適正に肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

6番、飯田委員。

6番（飯田芳一委員） 本件につきましては、令和4年6月16日に相続人と事務局職員及び私、飯田で現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、カブ、ホウレンソウ、水稻の作付け準備中であり、適正に肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第23号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第23号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

事務局の説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） それでは、日程第7、議案第25号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」、説明をさせていただきます。

番号1は、用田を中心に562aを耕作する方の更新借受分です。

番号2から番号4及び番号6から番号8は、打戻を中心に139a耕作する方の更新借受分です。

番号5及び番号10は、打戻を中心に54aを耕作する方の更新借受分です。

番号9は、瀬郷を中心に64aを耕作する方の更新借受分です。

番号11は、瀬郷を中心に385aを耕作する方の更新借受分です。

番号12及び番号13は、遠藤で42aを耕作する法人の新規借受分で、当該地では芝を栽培する予定となっております。

番号14は、西俣野を中心に174aを耕作する方の更新借受分です。

番号15は、長後を中心に118aを耕作する方の更新借受分です。

番号16は、立石や亀井野を中心に82aを耕作する方の更新借受分です。

番号17から番号20は、稲荷を中心に188aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻やコスモスを栽培する予定となっております。

なお、利用権設定等を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第25号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第25号について、承認することに決定をい

たします。

次に移ります。

日程第 8、議案第 26 号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） それでは、日程第 8、議案第 26 号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」、説明をさせていただきます。

本件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が、農地を貸し付けるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定に基づき、神奈川県知事の同意を得た上で、農用地利用集積計画案を作成したものです。

番号 1 は、瀬郷と打戻で 16 a を耕作する方の新規借受分で、当該地ではサツマイモ等を栽培する予定となっております。

なお、中間管理事業を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 26 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 26 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（草柳真治主幹） 意見書の説明をさせていただきます。

議案書の23ページです。23ページは、前段の文となります

令和5年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見書

日頃から、農業委員会の活動に格別の御理解と御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、温暖な気候と平坦な地形等の良好な自然条件と、大消費地を控えた有利な立地条件のもとで、野菜、花き、果樹、植木、畜産などの都市型農業が展開されております。

市内に広がる豊かな田園風景は、市民に新鮮で安全な農産物を提供するとともに、緑地空間、防災空間として、また、都市部に住む人にとっては「心のふるさと」として魅力を感じさせてくれます。

しかしながら、本市におきましても農家世帯の高齢化、後継者や担い手不足、遊休農地の増加とともに、有害鳥獣や異常気象等による農作物被害、また、燃料や飼料等の高騰による売上高の減少など、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。

こうした中、農業委員会といたしましては、「担い手への農地等の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」など、「農地等の利用の最適化の推進」を、関係機関や団体と連携し、より一層努力してまいる所存でございます。

本市農業の輝ける未来に向け、全ての農業者が誇りや希望を持って営農を続けることができるよう、令和5年度の本市の予算編成並びに農業施策に関して、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、次のとおり意見書を提出させていただきます。

24ページにお進みください。

こちらが意見書の内容になります。昨年度から引き続きのものは【継続】と記載させていただきまして、一部修正等あるものについては【一部新規】、ま

るっきり新規の案件については【新規】ということで記載をさせていただいております。

それでは、読み上げさせていただきます。

令和5年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見書

(案)

1 担い手への農地利用の集積・集約化のための施策

(1) 水田の保全に対する支援・助成について

① 水稲生産は利益率が低く、担い手不足の状態、水田の保全が大変厳しい状況である。水害防止等多面的な機能を有する水田を今後も維持するとともに、また後継者等が水田耕作を志すためにも、エコファーマー等を対象に奨励金を交付する水田保全事業については、恒久的に継続をしていくこと。【継続】

② 面積が狭い等作業効率が悪い水田については、国の農地耕作条件改善事業を活用するなど、農作業環境の向上に向けた支援策の検討を行うこと。【一部新規】

(2) 農道や水路等の整備について

① 農業用水路については、支線を含めて老朽化が著しく、全面的な改修の必要性を強く感じているところであるが、補修費用については地元3割、市7割の負担割合となっており、全面改修となった場合には、地元にとっては非常に大きな負担となる。多面的な機能を有する水田を今後も保全するため、農業用水路の改修は喫緊の課題であることを認識し、また、近隣においては、改修において地元負担を求めない市も多いことから、本市においても地元負担をなくすよう、負担割合を定めた条例等の改正を行うとともに、全面改修の推進を図ること。【継続】

② 農繁期に農地に接する道路等で、一般車両との事故や農作業の妨げになる事案が多いため、具体的な対策と注意喚起のPRを行うこ

と。【継続】

(3) 人・農地プランの実行について

人と農地の問題を解決する「人・農地プラン」については、法定化されることとなり、目標地図の素案を農業委員会が作成することとなったが、多くの農家が藤沢の農業の将来に関心を持ち、地区農家の総意でプランが進むよう、市が農業委員会と連携を密にして、実効性の確保に努めること。【一部新規】

25ページに進みます。

2 遊休農地の発生防止・解消のための施策

(1) 遊休農地の発生防止について

平成29年度から、遊休農地への課税強化が実施されているところであるが、さらに所有者が農地の遊休化を回避するような実効性のある施策を講じるよう、国、県に要望すること。【継続】

(2) 遊休農地解消における支援について

現在、遊休農地解消対策事業として、遊休・荒廃農地の所有権または利用するための権利を取得し、開墾する際に要する費用の助成を行っているが、制度を知らない農業者も多いことから、関係機関を通じて周知を図ること。また、開墾の費用を鑑みて、補助単価の増額を検討すること。【一部新規】

3 新規参入の促進のための施策

(1) 後継者や新規参入者への支援について

国の新規就農者育成総合対策（経営開始資金）については、農業後継者も交付対象になり得ることを、各農家に積極的に情報提供するとともに、経済的負担の大きい農業用施設や機械の更新費用について助成する等、市独自の支援策の拡充を検討すること。【一部新規】

4 その他地域農業の維持・発展のための施策

(1) 地産地消等藤沢産農畜産物の利用促進について

6次産業化を含めた藤沢産農畜産物の一層の消費拡大を図るため、

次の取組を推進すること。

- ① 小・中学校給食における藤沢産農畜産物の利用促進を図るべく、市域全校において利用品目や利用量のさらなる増加に向けた取組を推進すること。

また、給食や稲刈り等農作業体験を通じて、市内産の農産物に関心を持つとともに、地元で採れた野菜の新鮮さや安全性を理解するよう、小・中学生はもとより高校・大学生に対しても啓発するため、ユーチューブ等の活用を含め、方策を検討すること。【一部新規】

26ページに進みまして、③とありますが、②に修正していただきたいと思っています。

- ④② 非常事態等における地元産農畜産物の重要性が注目されているため、イベントや公共施設等において、市内農畜産物のPRを積極的に行い、また、公共施設内の花き・植木等においては、さらなる市内産の活用を推進すること。【一部新規】

(2) 農業経営への支援について

農業経営の安定を図り環境保全型農業を推進するため、次の取り組みを推進すること。

- ① 援農ボランティアについて、地元企業を含めて広くPRを推進するとともに、農福連携を推進して、農外からの人材の確保を図るよう、制度づくりと支援策を検討すること。【一部新規】
- ② 市場出荷だけではなく、JAの直売所等へ出荷する農業者に対し、支援策を検討すること。【継続】
- ③ 各農家とも燃料や飼料等の高騰により経営環境がひっ迫しているため、急激な価格上昇時等における補助等、市独自の支援策を検討すること。【新規】

(3) 有害鳥獣対策に係る支援について

農業被害をもたらす鳥獣の捕獲後の処分費支援の継続と、カラス

等鳥獣の効果的な防除策や個体数の管理を、神奈川県や関係機関と協力して検討すること。また、一昨年からジャンボタニシが大量発生し始め、水稻被害が懸念されることから、駆除について適切な支援を行うこと。【継続】

(4) 農業・農地の有益性に関する啓発について

国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等多面的な機能を持つ農業・農地の有益性を広く市民に啓発すること。また、ペットのフン害及び有害鳥獣への餌やり防止、特に農地への不法投棄防止について対策を図ること。

【継続】

(5) 浸水対策について

近年、集中豪雨による農地の浸水被害が発生しているため、河川浸水対策のさらなる推進を図るよう神奈川県に要望すること。【継続】

(6) 農業残渣等の廃棄に係る支援について

野焼きは、農業のためのやむを得ない焼却は認められているが、苦情等で野焼きを実施できない状況でいる。農家が、農業残渣や剪定枝等、農業で発生した廃棄物の処理について苦慮していることから、廃棄物の回収等、農家支援の方策を検討すること。【継続】

(7) 自然災害による農産物等の被害対策について

近年、突風や竜巻による局地的被害が多発しており、自然災害による再建にかかる被害が多大で営農継続が危ぶまれている。国が補助対象とする大規模災害への支援はもとより、局地的な災害も補助対象とするよう、県と連携した対策を要望するもの。【一部新規】

(8) 中小規模経営体の支援について

食料・農業・農村基本計画の見直しを受け、地域農業を支える小規模・家族の経営体の他、定年後に収納就農した中高年経営者についても、将来に向けて営農が継続されるよう配慮するとともに、必

要な支援策を引き続き講じていくこと。【継続】

すみません、今の2行目、「定年後に就農」が「収納」となっておりますので、こちらは修正させていただきます。

以上を、意見書の案とさせていただきます。

既に地区協等でいただいた意見としましては、26ページの(2)の③で「燃料や飼料等の高騰により」という文言がありますけれども、こちらは、「肥料」も加えて「燃料や肥料及び飼料等の高騰により」と修正したほうがいいのではないかというような意見を既にいただいているところです。

事務局からは、以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 説明が終わりました。

何か意見はございませんか。

13番、西山委員。

13番（西山弘行委員） 26ページの(3)の「有害鳥獣対策に係る支援について」ですけれども、「カラス等」と書いてありますが、結局「カラス」、「ジャンボタニシ」に限定されてしまっているんですね。

カミツキガメについても繁殖は確認されているみたいなので、もうちょっと有害鳥獣の範囲を広げていただきたいと思いますけれども。

議長（齋藤義治委員） その有害鳥獣に関する窓口はどこになりますか。農業水産課でいいんですか。

事務局（草柳真治主幹） 農作物に影響があるというものであれば、農業水産課が、まずは窓口になると思いますけれども、そのカミツキガメというものが、どういう扱いになっているのかというのは、申し訳ないですが、今、私は把握していません。

議長（齋藤義治委員） そういう有害な生物が、最近ほかにもいろいろ出ていますけれども、その辺の対策というか、その窓口というものは、もうちょっとはっきりしておいてもらったほうがいいですね。

議長（齋藤義治委員） なるほど。

事務局（草柳真治主幹） それでは、この意見書としては、1行目から「カラス等鳥

獣の効果的な防除策や個体数の管理を県と協力して検討すること」とありますけれども、その次ぐらいに「有害鳥獣の範囲や対応窓口について、もっとわかりやすいようにPRすること」とか、そういった形で入れてはどうでしょうか。

議長（齋藤義治委員） そうですね。今のところは、要するにどこへ言っていったらいいのかかわからないことが、大きな問題ですよ。

13番（西山弘行委員） 結局、警察でも持て余しぎみですよ。本来、誰が考えても保健所だと思いますよ。

議長（齋藤義治委員） 17番、吉川委員どうぞ。

17番（吉川 誠委員） これは、参考になるかどうかわかりませんが、私、個人的にビオトープの関係に絡んでおまして、このカミツキガメは、結局、外来生物というくくりになるんですね。外来生物を取り扱っている、そのときの法律の話を知ったら、見つけたら、その場から動かしたら捕まってしまうんですよ。そういう法律なのだそうです。

だから、見つけたら知らせてくださいというようなことだと思うんですが、それでは、どこに知らせたらいいんですかというのと、やはりうやむやになってしまうんですね。

ですから、今、西山委員がおっしゃったように、本当にこの外来生物が、人間にとっても危害があるということであれば、その対処法について、そのルートをまずはっきりしていただくことから始めていかないと、見えてこないような気がいたします。

参考の意見としか言いようがないのですが、私の経験からお伝えさせていただきました。

以上でございます。

事務局（草柳真治主幹） それでは、意見としては、先ほど言いましたように、範囲とか、相談の仕方というものを、窓口をもっとわかりやすくしてくださいということを意見として上げさせていただくような形でよろしいでしょうか。

議長（齋藤義治委員） そうですね。

それでは、そのほかには何かございませんか。

8 番、加藤義一委員

8 番（加藤義一委員） この意見書で見ると 26 ページの（6）ですかね。2 日前に、たまたま野焼きをしていたら、誰かが消防に言ったらしくて、消防自動車が出来て、そのときに、こういうことをしてはいけないよという指導を受けたんですが、藤沢市の環境保全課で出している資料を読むと、「農業の野焼きは特別認める」と書いてありますので、これを消防署が来たときに言ったら、消防署としては、一切認めないと。昔は、ドラム缶の中で燃せばいいとか、穴を掘って燃せばいいとかと言われたんだけど、もうそれは、畑では一切燃やしてはいけないと。

それでも、農家の敷き藁というか、そういうものは、保全課としては、燃してもいい、特別認めると、ちゃんと書いてありますし、林業なんかも、植木の枝なんかは燃してもいいということですけども、それを消防が来たときに言ったら、何も燃してはいけないと、そういうことを言われて、消防署と環境保全課と考えが違っている。消防は消防、保全課は保全課で、何か全然違うことを言っているということで、この食い違いはどういうことなのか、お聞きしたいと思います。

議長（齋藤義治委員） その辺の、消防と保全課の矛盾点というのは、どういうことですかね。

事務局（草柳真治主幹） 私も、直接確認したわけではないのですが、農業の場合は特例で認められているものは、それは、確かに環境のほうであるようですけども、消防では、特にそういうのは一切考えていないというような扱いだそうです。

実情としては、じゃ何を認めるのかというところについては、例えば害虫とかでて出てしまっ、そこを焼却しなければ病気が広がってしまうとか、そういった場合には、やむを得ない事由に該当するのだろうと。ただ、そういうのがなくて燃している分には、まず一切だめだというようなことは聞いたことがあります。

ただ、環境と消防の見解が一致しないというのは、確かによろしくないことだと思いますので、そこについても、この意見書の中に入れるのも、案の一つかなとは思いますがけれども。

13番（西山弘行委員） その件についてですけれども、私が、元消防団の副団長に聞いた話では、神奈川県条例として、畑で出た残渣、それは、1平米以内ならいいという消防の見解もあるそうです。ただし、警察は、それはアウトだという話もあるんですよ。

だから、縦割りで、隣へ行ったらいけません、こっちはいいですという、そのところを、一本化してほしいと思うんですけれども。

事務局（草柳真治主幹） それでは、こちらの意見としては、「野焼きは農業のためにやむを得ないと、焼却は認められているが、機関によって判断のばらつきがあるため、統一的な見解を示してほしい」ということで修正するのはいかがでしょうか。

議長（齋藤義治委員） そうですね。どうでしょうか。

25番（福岡則夫委員） でも、認めるほうで統一してくれないと困りますよね。認めないほうで統一されてしまうと、ちょっと……。

8番（加藤義一委員） 環境保全課の資料を見ると、神社仏閣で燃すもの等はOKだと出ているんだけど、そういうのはいいとか、普通、農家の方は、野焼きをしないと虫も湧くし草も出てくるし、野焼きというのは、農家では一番必要なものなんですけれどもね。

13番（西山弘行委員） 次の年には、全然違いますよね。

8番（加藤義一委員） それで、箱根とか、ああいう慣行でやる野焼きはOKだと。

あれをやると、虫も湧かないし草も——草は、1週間、10日ぐらいで新しい芽がみんな吹いて出るんだから、野焼きは必要なものだと思うんだけど、消防ではしてはいけないと言われるんですよ。

議長（齋藤義治委員） その辺も、さっき言われたように、やはり統一したものを出示してもらわないと、こっちはいい、こっちは悪いということではおかしいことになってしまいますよね。

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)